

## 【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月22日
【報告者の名称】	三菱ロジスネクスト株式会社
【報告者の所在地】	京都府長岡京市東神足2丁目1番1号
【最寄りの連絡場所】	京都府長岡京市東神足2丁目1番1号
【電話番号】	075-951-7171
【事務連絡者氏名】	管理本部 総務部長 公受 正道
【縦覧に供する場所】	三菱ロジスネクスト株式会社 (京都府長岡京市東神足2丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、三菱ロジスネクスト株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とはLVJホールディングス2合同会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び新株予約権を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手續及び基準は、米国における手續及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手續及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注8) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注9) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関連者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者及び当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注10) 公開買付者、当社及び三菱重工業株式会社（以下「三菱重工」といいます。）の各財務アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、法及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e-5(b)(b)の要件に従い、当社株式及び本新株予約権（以下に定義する。）を自己又は顧客の計算で、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場

外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行なった者の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）により米国においても英文で開示が行われます。

## 1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年1月21日付で提出いたしました意見表明報告書につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第1項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公司公開買付けに関する意見の内容

(2) 本公司公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公司公開買付けの概要

当社が本公司公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(6) 本公司公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司公開買付けの公正性を担保するための措置

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

#### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

(訂正前)

##### < 前略 >

その後、当社は、公開買付者から、( )国内外（日本、米国、EU、エジプト、アラブ首長国連邦、クウェート、サウジアラビア及び南アフリカ）の競争法及び日本の外国為替及び外貨貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）を含む国内外投資規制法令に基づき必要な許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続（以下「許認可等」と総称します。）に係るクリアランス（以下「本クリアランス」と総称します。）対応が完了した旨、及び、( )本公開買付前提条件が充足されること（又は公開買付者により放棄されること）を前提に、本公開買付けを2026年1月21日より開始することを予定している旨の連絡を受けました。そして、公開買付者は、本クリアランスの取得が完了していること等の前提条件（注1）（以下「本公開買付前提条件」といいます。）について、上記のとおり、いずれも充足されたことを確認したことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、2026年1月20日、本公開買付けを2026年1月21日より開始することとしたとのことです。他方で、当社は、2026年1月15日、本特別委員会に対して、2025年9月30日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮詢したところ、本特別委員会から、2026年1月20日付で、本特別委員会が2025年9月30日付で当社取締役会に対して行った答申内容を変更する必要はないものと考える旨の答申書（以下「2025年9月30日付答申書」といいます。2026年1月20日付答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）の提出を受けたことから、当該答申書の内容及び2025年9月30日開催の取締役会以降の当社の業績や市場環境の変化等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討いたしました。その結果、当社は、2026年1月20日時点においても、公開買付者による当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）を行うことが、当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的や当該目的を達成する意義や必要性が薄れることはなく、2025年9月30日時点における当社の本公開買付けに関する判断を変更しうる、重要な変化等の要因はないと考えたことから、2026年1月20日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けへの応募を推奨する／当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。また、当社は、2026年1月20日、公開買付者に対して、2026年1月20日時点において、未公表の、当社に係る業務等に関する重要事実が存在しない旨の報告を行っております。また、上記の取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

##### < 後略 >

(訂正後)

<前略>

その後、当社は、公開買付者から、( )国内外（日本、米国、EU、エジプト、アラブ首長国連邦、クウェート、サウジアラビア及び南アフリカ）の競争法及び日本の外為替及び外貨貿易法（昭和24年法律第228号）。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)を含む国内外投資規制法令に基づき必要な許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続（以下「許認可等」と総称します。)に係るクリアランス（以下「本クリアランス」と総称します。)対応が完了した旨、及び、( )本公開買付前提条件が充足されること（又は公開買付者により放棄されること）を前提に、本公開買付けを2026年1月21日より開始することを予定している旨の連絡を受けました。そして、公開買付者は、本クリアランスの取得が完了していること等の前提条件（注1）（以下「本公開買付前提条件」といいます。)について、上記のとおり、いずれも充足されたことを確認したことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、2026年1月20日、本公開買付けを2026年1月21日より開始することとしたとのことです。他方で、当社は、2026年1月15日、本特別委員会に対して、2025年9月30日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したところ、本特別委員会から、2026年1月20日付で、本特別委員会が2025年9月30日付で当社取締役会に対して行った答申内容を変更する必要はないものと考える旨の答申書（以下「2026年1月20日付答申書」といいます。2026年1月20日付答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)の提出を受けたことから、当該答申書の内容及び2025年9月30日開催の取締役会以降の当社の業績や市場環境の変化等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討いたしました。その結果、当社は、2026年1月20日時点においても、公開買付者による当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。)を行うことが、当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的や当該目的を達成する意義や必要性が薄れることはなく、2025年9月30日時点における当社の本公開買付けに関する判断を変更しうる、重要な変化等の要因はないと考えたことから、2026年1月20日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けへの応募を当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。また、当社は、2026年1月20日、公開買付者に対して、2026年1月20日時点において、未公表の、当社に係る業務等に関する重要事実が存在しない旨の報告を行っております。また、上記の取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

<後略>

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

　　本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

なお、当社は、2025年9月30日開催の取締役会において、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行いました。上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、当社の本特別委員会に対して、本特別委員会が2025年9月30日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること及びかかる本特別委員会の意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議いたしました。その後、当社は、公開買付者から、( )本クリアランス対応が完了した旨、及び、( )本公開買付前提条件が充足されること（又は公開買付者により放棄されること）を前提に、本公開買付けを2026年1月21日より開始することを予定している旨の連絡を受けました。そして、公開買付者は、本公開買付前提条件について、上記のとおり、いずれも充足されたことを確認したことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、2026年1月20日、本公開買付けを2026年1月21日より開始することとしたとのことです。他方で、当社は、2026年1月15日、本特別委員会に対して、2025年9月30日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したところ、本特別委員会から、2026年1月20日付で、2026年1月20日付答申書の提出を受けたことから、当該答申書の内容及び2025年9月30日開催の取締役会以降の当社の業績や市場環境の変化等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議、検討いたしました。その結果、当社は、2026年1月20日時点においても、本取引を行うことが、当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的や当該目的を達成する意義や必要性が薄れることはなく、2025年9月30日時点における当社の本公開買付けに関する判断を変更しうる、重要な変化等の要因はないと考えたことから、2026年1月20日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する／本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。当社の意思決定の過程に係る詳細については、下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

なお、当社は、2025年9月30日開催の取締役会において、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行いました。上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、当社の本特別委員会に対して、本特別委員会が2025年9月30日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること及びかかる本特別委員会の意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議いたしました。その後、当社は、公開買付者から、( )本クリアランス対応が完了した旨、及び、( )本公開買付前提条件が充足されること（又は公開買付者により放棄されること）を前提に、本公開買付けを2026年1月21日より開始することを予定している旨の連絡を受けました。そして、公開買付者は、本公開買付前提条件について、上記のとおり、いずれも充足されたことを確認したことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、2026年1月20日、本公開買付けを2026年1月21日より開始することとしたとのことです。他方で、当社は、2026年1月15日、本特別委員会に対して、2025年9月30日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したところ、本特別委員会から、2026年1月20日付で、2026年1月20日付答申書の提出を受けたことから、当該答申書の内容及び2025年9月30日開催の取締役会以降の当社の業績や市場環境の変化等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議、検討いたしました。その結果、当社は、2026年1月20日時点においても、本取引を行うことが、当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的や当該目的を達成する意義や必要性が薄れることはなく、2025年9月30日時点における当社の本公開買付けに関する判断を変更しうる、重要な変化等の要因はないと考えたことから、2026年1月20日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。当社の意思決定の過程に係る詳細については、下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

当社が公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由  
(訂正前)

<前略>

その後、当社は、公開買付者から、( )本クリアランス対応が完了した旨、及び、( )本公開買付前提条件が充足されること（又は公開買付者により放棄されること）を前提に、本公開買付けを2026年1月21日より開始することを予定している旨の連絡を受けました。そして、公開買付者は、本公開買付前提条件について、「本公開買付けの概要」記載のとおり、いずれも充足されたことを確認したことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、2026年1月20日、本公開買付けを2026年1月21日より開始することとしたとのことです。他方で、当社は、2026年1月15日、本特別委員会に対して、2025年9月30日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮詢したところ、本特別委員会から、2026年1月20日付で、2025年1月20日付答申書の提出を受けたことから、当該答申書の内容及び2025年9月30日開催の取締役会以降の当社の業績や市場環境の変化等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議、検討いたしました。その結果、当社は、2026年1月20日時点においても、本取引を行うことが、当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的や当該目的を達成する意義や必要性が薄れることはなく、2025年9月30日時点における当社の本公開買付けに関する判断を変更しうる、重要な変化等の要因はないと考えたことから、2026年1月20日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する / 本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。また、当社は、2026年1月20日、公開買付者に対して、2026年1月20日時点において、未公表の、当社に係る業務等に関する重要事実が存在しない旨の報告を行っております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

その後、当社は、公開買付者から、( )本クリアランス対応が完了した旨、及び、( )本公開買付前提条件が充足されること（又は公開買付者により放棄されること）を前提に、本公開買付けを2026年1月21日より開始することを予定している旨の連絡を受けました。そして、公開買付者は、本公開買付前提条件について、「本公開買付けの概要」記載のとおり、いずれも充足されたことを確認したことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、2026年1月20日、本公開買付けを2026年1月21日より開始することとしたとのことです。他方で、当社は、2026年1月15日、本特別委員会に対して、2025年9月30日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮詢したところ、本特別委員会から、2026年1月20日付で、2026年1月20日付答申書の提出を受けたことから、当該答申書の内容及び2025年9月30日開催の取締役会以降の当社の業績や市場環境の変化等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議、検討いたしました。その結果、当社は、2026年1月20日時点においても、本取引を行うことが、当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的や当該目的を達成する意義や必要性が薄れることはなく、2025年9月30日時点における当社の本公開買付けに関する判断を変更しうる、重要な変化等の要因はないと考えたことから、2026年1月20日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。また、当社は、2026年1月20日、公開買付者に対して、2026年1月20日時点において、未公表の、当社に係る業務等に関する重要事実が存在しない旨の報告を行っております。

<後略>

(6) 本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見  
(訂正前)

<前略>

その後、当社は、公開買付者から、( )本クリアランス対応が完了した旨、及び( )本公司買付前提条件が充足されること（又は公開買付者により放棄されること）を前提に、本公司買付けを2026年1月21日より開始することを予定している旨の連絡を受けました。これに対し、当社は、2026年1月15日、本特別委員会に対して、2025年9月30日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したところ、本特別委員会から、2026年1月20日付で2026年1月20日付答申書の提出を受けたことから、当該答申書の内容及び2025年9月30日開催の取締役会以降の当社の業績や市場環境の変化等を踏まえ、本公司買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議、検討いたしました。その結果、当社は、2026年1月20日時点においても、本取引を行うことが、当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的や当該目的を達成する意義や必要性が薄れることはなく、2025年9月30日時点における当社の本公司買付けに関する判断を変更しうる、重要な変化等の要因はないと考えたことから、2026年1月20日開催の取締役会において、改めて、本公司買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公司買付けへの応募を推奨する / 当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。また、当社取締役会は、本株式価値算定書（野村證券）の内容を変更する必要はない旨の野村證券の説明に不合理な点は見られないこと、2025年9月30日開催の取締役会から2026年1月20日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書（野村證券）に影響を与える前提事実に大きな変更はないと考えられること、及び、当社グループや業界を取り巻く事業環境にも特段の変化はないと考えられることも踏まえ、本株式価値算定書（野村證券）の内容の変更及び更新等は不要であると判断いたしました。

(訂正後)

<前略>

その後、当社は、公開買付者から、( )本クリアランス対応が完了した旨、及び( )本公司買付前提条件が充足されること（又は公開買付者により放棄されること）を前提に、本公司買付けを2026年1月21日より開始することを予定している旨の連絡を受けました。他方で、当社は、2026年1月15日、本特別委員会に対して、2025年9月30日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したところ、本特別委員会から、2026年1月20日付で2026年1月20日付答申書の提出を受けたことから、当該答申書の内容及び2025年9月30日開催の取締役会以降の当社の業績や市場環境の変化等を踏まえ、本公司買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議、検討いたしました。その結果、当社は、2026年1月20日時点においても、本取引を行うことが、当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的や当該目的を達成する意義や必要性が薄れることはなく、2025年9月30日時点における当社の本公司買付けに関する判断を変更しうる、重要な変化等の要因はないと考えたことから、2026年1月20日開催の取締役会において、改めて、本公司買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公司買付けへの応募を当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。また、当社取締役会は、本株式価値算定書（野村證券）の内容を変更する必要はない旨の野村證券の説明に不合理な点は見られないこと、2025年9月30日開催の取締役会から2026年1月20日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書（野村證券）に影響を与える前提事実に大きな変更はないと考えられること、及び、当社グループや業界を取り巻く事業環境にも特段の変化はないと考えられることも踏まえ、本株式価値算定書（野村證券）の内容の変更及び更新等は不要であると判断いたしました。

以上